

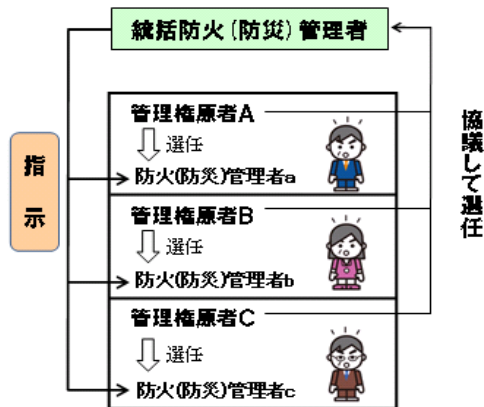
# 防火・防災管理体制の拡充をはかる消防法の一部改正について

(平成26年4月1日施行)

近年、雑居ビル等で多くの死傷者等を伴う火災が相次いで発生していることや、東日本大震災での激しい揺れにより、高層ビル等において被害が発生したことを受け、高層ビル等の防火・防災管理体制を強化するため消防法が改正されました。

## 1 統括防火・防災管理者の選任・届出の義務化

管理権原者（ビルのオーナー、テナントの代表者等）は、協議により統括防火・防災管理者を選任し、建物全体の防火・防災管理上必要な業務を行わせるとともに、その旨を消防機関に届け出ることが義務化されました。



- ・統括防火管理者の選任が必要な防火対象物  
管理権原が分かれているものうち、①高さ31m以上の建築物②劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物で、3階以上かつ収容人員が30人以上のもの。または社会福祉施設等で収容人員が10人以上のもの。③事務所・共同住宅などの複合用途建物で5階以上かつ収容人員が50人以上のもの。④地下街、準地下街
- ・統括防災管理者の選任が必要な防火対象物  
共同住宅、倉庫等以外の建物で管理権原が分かれているものうち、①11階以上で10,000㎡以上②5階以上10階以下で20,000㎡以上③4階以下で50,000㎡以上④地下街で1,000㎡以上

## 2 統括防火・防災管理者の業務・役割の明確化

統括防火・防災管理者は、建物全体の防火・防災管理体制を推進するため、各テナント等の防火・防災管理者と連携・協力しながら以下のような業務を行います。

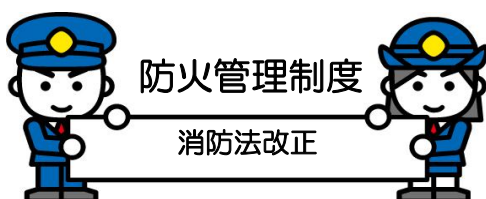
- ①建物全体についての消防計画（防災管理に係る消防計画）の作成
- ②全体についての消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練の実施
- ③廊下や階段等の共用部分の避難上必要な施設の管理

## 3 防火管理者への必要な指示権の付与

統括防火・防災管理者は、各テナント等の対応に問題があって建物全体の防火管理業務を適切に遂行できない場合、各テナント等の防火管理者に対して、必要な措置を指示することができます。（例：廊下・階段等の物品撤去など）

## 4 届出が必要となる書類について

- 統括防火・防災管理者の選任届出
- 全体についての消防計画の届出
- 各テナントでの防火・防災管理者の選任届出
- 各テナントでの消防計画の届出



※詳しくは、  
藤沢市消防局予防室査察指導課  
電話0466(50)3578  
へお問い合わせください。